

東海学院大学短期大学部及び東海学院大学における研究費の 不正行為等への対応に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」の趣旨に則るとともに、東海学院大学短期大学部及び東海学院大学研究倫理規準（以下「規準」という。）第12条に反する行為（以下「研究費不正行為等」という。）が生じた場合における東海学院大学短期大学部及び東海学院大学（以下「大学」という。）の対応に関する必要な事項を定める。

2 本学教職員には、有期の常勤教職員を含む。

(申立て等)

第2条 本学教職員の研究費の不正行為等が存在するとの疑いがあると思料する者は、何人も東海学院大学短期大学部及び東海学院大学教育研究開発センター（以下「センター」という。）に設置した研究費不正行為等に係る申立て及び情報提供（以下「申立て等」という。）窓口で申立て等を行うことができる。

(研究倫理委員会委員長への報告)

第3条 センターは、前条の申立て等が行われた場合、遅滞なく東海学院大学短期大学部及び東海学院大学研究倫理委員会（以下「研究倫理委員会」という。）委員長（以下「委員長」という。）に報告するものとする。

(調査)

第4条 委員長は、前条の報告が行われた場合、申立て等のあった日から20日以内に、調査を開始するか否かを決定するものとする。委員長は、調査を開始することを決定した場合、速やかに研究倫理委員会に調査を指示するものとする。

2 研究倫理委員会は、委員長から前項の調査を指示された場合は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査を開始するものとする。

3 不正の調査の際には、公正かつ透明性の確保の観点から、本学及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有さず、本学に属さない第三者（弁護士、公認会計士等）を委員として含めるものとする。

(配分機関への報告及び調査への協力等)

第5条 研究倫理委員会は前条の調査を実施するに際し、調査方針、調査対象及び方法について配分機関に報告、協議する。

2 告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報

告を配分機関に提出する。また、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。

- 3 前項のほか、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する。また、調査に支障がある等、正当な理由がある場合を除き、当該事案に関する資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

(調査中における一時的執行停止)

第6条 研究倫理委員会は、必要に応じて、被告発者等の調査対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命じることとする。

(認定)

第7条 研究倫理委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定する。

- 2 委員長は、前項の認定結果について、学長に報告するものとする。

(調査への協力)

第8条 研究費不正行為等の調査事案に係る者は、この内規に基づく調査に際して協力を求められた場合には、これに応じなければならない。

(不利益扱いの禁止)

第9条 本学の関係者は、申立人等及び調査に協力した者に対して、そのことを理由とした不利益な扱いをしてはならない。

(不正目的の申立て等)

第10条 委員長は、第2条の研究費不正行為等の申立て等に関し、不正な目的をもって虚偽の申立て等を為した(以下「不正目的の申立て等」という)者について、学長に報告するものとする。ただし、委員長は、第4条の調査において、研究費不正行為等の存在が認定されなかったことをもって、直ちに不正目的の申立て等と看做してはならない。

(内部監査役)

第11条 学長は、第1条に関連した業務が適正に行われていることを監査するために内部監査役を設置する。

- 2 内部監査役は、学長が委嘱する。
- 3 内部監査役は研究倫理委員会の委員を兼ねることはできない。
- 4 内部監査役の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(内部監査役の権限)

第12条 内部監査役は、前条の監査に関連する場合、研究倫理委員会に出席することができる。

- 2 内部監査役は、前条の監査を行うため、関連部署に対して当該監査に関する資料の提出を求め、関係者から事情を聴取することができる。

3 内部監査役は、監査結果について、学長に報告するものとする。

(研究費不正行為等に関与した学外者の取扱い)

第13条 研究倫理委員会による調査、及び内部監査役による監査の結果、研究費不正行為等に学外者が関与していたことが明らかになった場合、委員長、若しくは内部監査役は、結果を学長に報告するものとする。

(本学の措置)

第14条 学長は、第4条、第10条及び第12条の報告を受けた場合は、必要な措置を講じるものとする。

2 学長は、第13条の報告を受けた場合は、学外者に対し取引の停止を含む必要な措置を講じるものとする。

(秘密保持)

第15条 この内規に定める申立て、情報提供、調査等に関わった者は、関係者の名誉及びプライバシーその他人権を尊重し、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(事務)

第16条 この内規に関する事務は、センターが行う。ただし、必要あるときは、関係部課の協力を得ることができる。

(改廃)

第17条 この内規の改廃は、役職者会議及び教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この内規は、平成26年10月1日から施行する。

附則2

この内規は、平成28年6月1日から施行する。